

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

	(昭和31年10月9日条例第12号)
改正	昭和32年12月26日条例第9号
	昭和33年12月23日条例第15号
	昭和34年12月26日条例第17号
	昭和35年12月27日条例第17号
	昭和37年3月31日条例第10号
	昭和37年5月1日条例第12号
	昭和37年12月22日条例第23号
	昭和38年12月26日条例第21号
	昭和39年11月25日条例第49号
	昭和41年7月12日条例第16号
	昭和43年3月30日条例第9号
	昭和43年10月14日条例第25号
	昭和45年4月6日条例第7号
	昭和47年6月30日条例第17号
	昭和48年12月10日条例第29号
	昭和50年3月31日条例第13号
	昭和51年3月19日条例第6号
	昭和52年12月16日条例第40号
	昭和54年3月12日条例第1号
	昭和57年3月31日条例第26号
	昭和59年3月12日条例第4号
	昭和59年6月29日条例第55号
	昭和61年3月29日条例第6号
	昭和63年3月31日条例第2号
	昭和63年12月27日条例第41号
	平成元年6月16日条例第39号
	平成2年6月22日条例第43号
	平成3年3月12日条例第1号
	平成3年10月24日条例第38号
	平成3年12月25日条例第72号
	平成5年3月10日条例第1号
	平成9年4月1日条例第4号
	平成12年3月31日条例第16号
	平成17年3月25日条例第23号
	平成18年12月20日条例第75号
	平成19年3月16日条例第5号抄
	平成20年10月27日条例第47号抄
	平成20年12月18日条例第71号
	平成21年5月29日条例第43号
	平成21年11月30日条例第61号
	平成21年12月17日条例第73号
	平成22年3月25日条例第24号
	平成22年12月9日条例第50号
	平成23年3月16日条例第7号抄
	平成24年12月12日条例第51号
	平成25年2月28日条例第4号
	平成27年2月27日条例第2号
	平成27年12月22日条例第100号
	平成29年12月25日条例第46号
	令和元年12月23日条例第52号
	令和3年2月25日条例第2号
	令和3年12月22日条例第59号
	令和4年12月22日条例第63号
	令和6年2月29日条例第3号

(通則)

第1条 足立区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長、委員会の委員長、同副委員長及び議員の議

員報酬の額は、別表のとおりとする。

（議員報酬の支給方法）

第3条 議員報酬は、議長、副議長、委員長及び副委員長にあっては、その選挙された日から、議員にあってはその職に就いた日から、それぞれ支給する。

2 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

（議員報酬の日割計算の方法等）

第4条 前条の規定により議員報酬を支給する場合は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。この場合において、計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（重複支給の禁止）

第5条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が次の各号のいずれかに該当するときの議員報酬は、その額が同じときはその額を、その額に差があるときはその多い方の額を支給するものとし、重複して支給しない。

- （1） 職に異動があったとき。
- （2） 同一の職又は2以上の職を同時に有するとき。

（議員報酬の支給期日）

第6条 議員報酬の支給期日は、足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）第7条第2項に規定する職員の給料の支給日の例による。ただし、第3条第2項の規定により議員の身分を離れたときはその期日前においてもこれを支給することができる。

（費用弁償）

第7条 議員（議長、副議長、委員長及び副委員長を含む。以下本条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づき足立区議会会議規則（昭

和31年9月26日区議会議決)第126条の規定により設けた協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）に出席するため又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会若しくは協議等の場に出席するため又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。ただし、議長及び副議長が公用車を利用したとき、又は議員が招集に応じ、若しくは委員会若しくは協議等の場に出席するため旅行した場合において、当該議員の住所から議事堂までの直線距離が片道1キロメートル未満のときは、支給しない。
- 3 前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は、副区長相当額とする。ただし、議長及び副議長が区議会を代表する場合は区長相当額とする。
- 4 旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

（期末手当）

第8条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に離職又は死亡した者についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、100分の190を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

- 3 前項の在職期間は、議員が任期満了等により退職又は失職し、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなして、これを通算する。
- 4 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。
- 2 東京都足立区議会議員報酬及び費用弁償条例（昭和22年7月条例第12号）は、廃止する。
- 3 別表の規定の昭和50年度における適用については、この規定に掲げる議員の報酬月額を、31万4,100円に0.93545を乗じて得た額とする。
- 4 昭和58年10月1日から昭和59年3月31日までの間、別表の規定の適用については、この規定に掲げる議員の報酬月額を、44万5,300円に0.93545を乗じて得た額とする。
- 5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の150」とする。
- 6 平成23年3月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の18」とする。

附 則（中間省略）

付 則（平成17年3月25日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年12月20日条例第75号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月16日条例第5号抄）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年10月27日条例第47号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年12月18日条例第71号）
この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年5月29日条例第43号）
この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年11月30日条例第61号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年1月1日から施行する。

付 則（平成21年12月17日条例第73号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

付 則（平成22年3月25日条例第24号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年12月9日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年3月16日条例第7号抄）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年12月12日条例第51号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年2月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年2月27日条例第2号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年12月22日条例第100号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年12月25日条例第46号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和元年12月23日条例第52号）

この条例中第1条の規定は令和2年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

付 則（令和3年2月25日条例第2号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月22日条例第59号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年12月22日条例第63号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年2月29日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年6月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- （議員報酬及び期末手当の内払）
- 4 第1条の規定による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による内払とみなす。
- （期末手当の支給日の特例）
- 5 令和5年度に限り、改正後の条例の規定により算出した期末手当の額のうち、改正前の条例の規定により算出したその額を超える部分については、第8条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月に支給すべき議員報酬の支給期日に支給することができる。

別表（第2条関係）

職 名	議 員 報 酬 月 額
議 員	61万6,000円
議 長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額
副 議 長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額
委 員 長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額
副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額
備考	議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。